

【資料2】秋の政府提案（11月実施予定）

原子力安全・防災対策の早期確立について

1. 政策提案

1. 連携協力体制の確立

- (1) 原子力安全対策の透明性の確保については、原子力事業者と関係地方自治体の自主的な取組に任せることなく、国・原子力事業者と関係地方公共団体の情報共有や住民意見の反映を図るために必要な制度を法定化するなど、政府としての取組を進められたい。
- (2) UPZ圏内における原子力安全体制づくりについては、地域連携を推進していくため、多様な主体の参画のもとに幅広い意見を反映できる組織の設置を法定化されたい。

2. 原子力防災に関する施策の推進

- (1) 福島第一原発事故の原因究明と事故対応について検証し、原子力施設の総合的な安全評価を着実に実施するなど安全性の確保に万全を期されたい。
- (2) 以下の点を踏まえ、防災対策の見直しを早急になされたい。
原子力施設からの距離ではなく、風向・風速、地形等地域の实情に合わせたUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）の考え方
地域の实情を踏まえた自主的な取組の尊重
国として広域的な防災対策の構築
- (3) 国や原子力事業者の責任において、UPZの地域に対しても放射線および放射性物質の一層の監視体制の強化を図られたい。
- (4) 関係自治体が地域防災計画に基づき行う原子力防災対策を推進するための財源については、国において負担されたい。

2 . 現状と課題

1 連携協力体制の確立

これまでの安全対策は、「プラントの安全性」を中心に議論されてきたが、地元も参加した危機管理体制や防災体制・避難行動計画の確立などを含めた多重の安全対策を進めていく必要がある。

原子力規制委員会の田中委員長は、「防災対策ができていない状態での再稼働」はあり得ないと発言。

法令に基づく通報義務等は、特定の異常事象発生時に限定されており、平常時の報告等は、事業者と地方公共団体の自主的な取り組みである安全協定によって個別に対応している（国とは同様の取り決めなし。）

原子力規制委員会設置法の附則に、関係者間のより緊密な連携協力体制整備の重要性に鑑み、情報共有等の必要な措置を講ずることが規定された。（同趣旨の衆・参環境委員会附帯決議あり）

2 原子力防災に関する施策の推進

本県は最も近い原子力施設から県境まで13kmに位置し、一部の区域が、UPZに含まれる。

独自の放射性物質拡散予測シミュレーション結果から、ほぼ全域で安定ヨウ素剤予防服用等の防護措置が必要となる。

近畿1,450万人の人々の水源である琵琶湖を抱え、周辺環境の安全性を確保していく責務がある。

3 . 本県の取組状況

1 連携協力体制の確立

滋賀県原子力防災専門委員会において、地方自治体等が参加する原子力安全体制づくりに係る課題や論点を整理しているところであり、今後、より具体的な提案を行っていく予定。

2 原子力防災に関する施策の推進

福島第一原発の事故を受け、県民および琵琶湖の水を飲料水等で利用しておられる方々の原子力災害への不安を払拭し、安心・安全を確保するため、緊急的な対応として防災対策を重点的に充実すべき区域を定め、避難計画の作成等を柱として地域防災計画原子力災害対策編を平成24年3月に修正した。

（環境省、内閣府、経済産業省、文部科学省、総務省）

(政策提案の概要)

1 連携協力体制の確立

【現状】

法令に基づく通報義務

基準以上の放射線量検出時などに限定

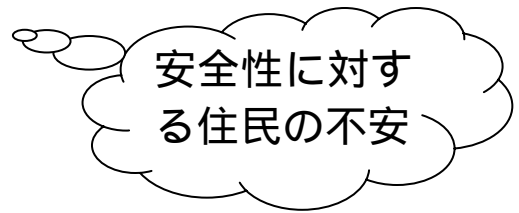
事業者との安全協定に基づく報告等

平常時における情報提供など幅広く規定

関係地方公共団体と事業者が個別に締結

国と関係地方公共団体間の情報共有については、

制度として担保されていない



【課題】

原子力安全対策に対する住民の不安解消

平常時から異常時に対する備えを充実してい

く必要

多重の安全対策
が必要

提 案

原子力安全対策の透明性を確保するため、国・事業者と関係地方公共団体の情報共有や住民意見の反映を図るために必要な制度を法定化

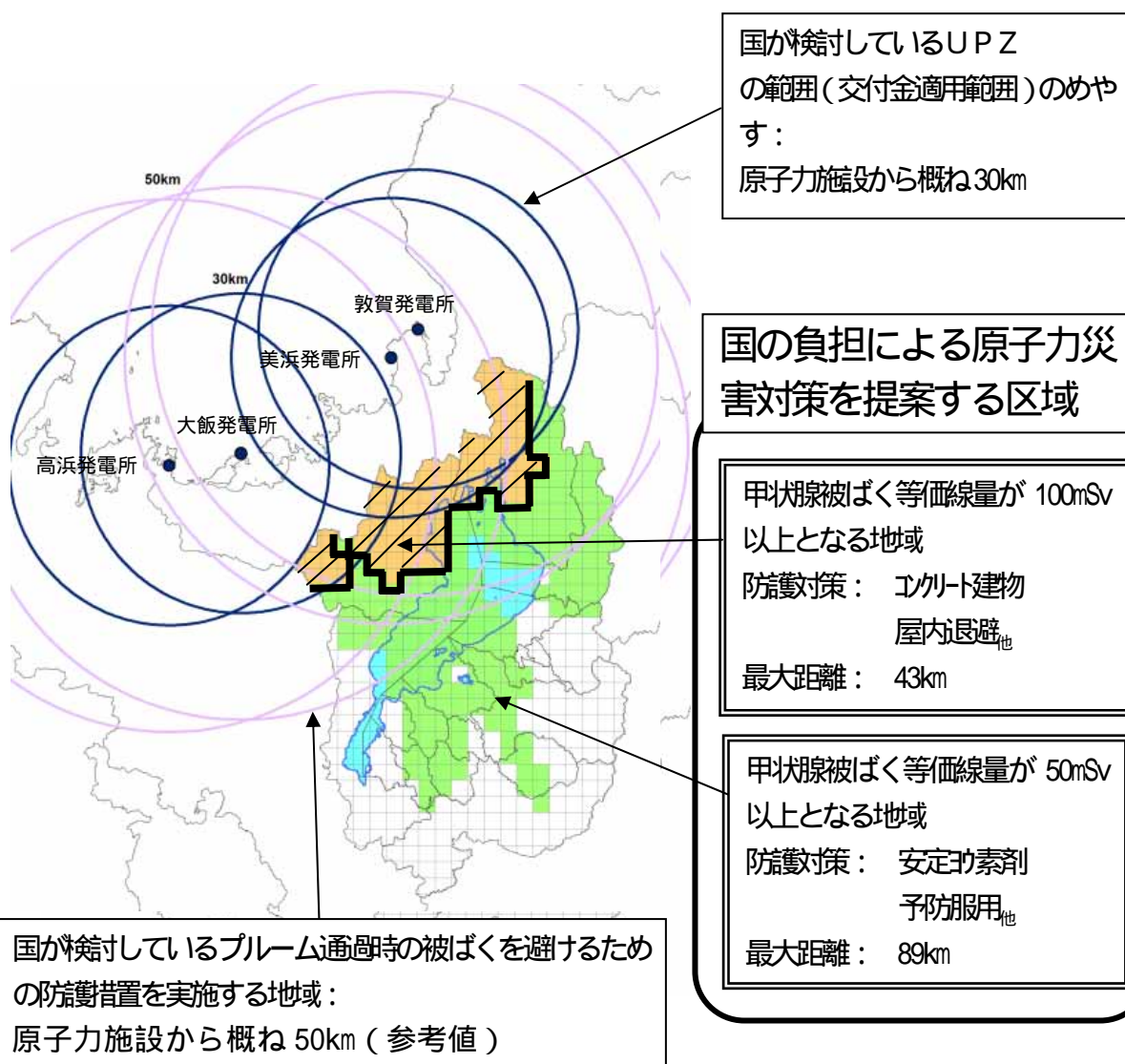
関係地方公共団体と住民が中心となって原子力安全体制づくりにおける地域連携を推進していくため、多様な主体の参画のもとに幅広い意見を反映できる組織の設置を法定化

(提案の概要)

2 原子力防災に関する施策の推進

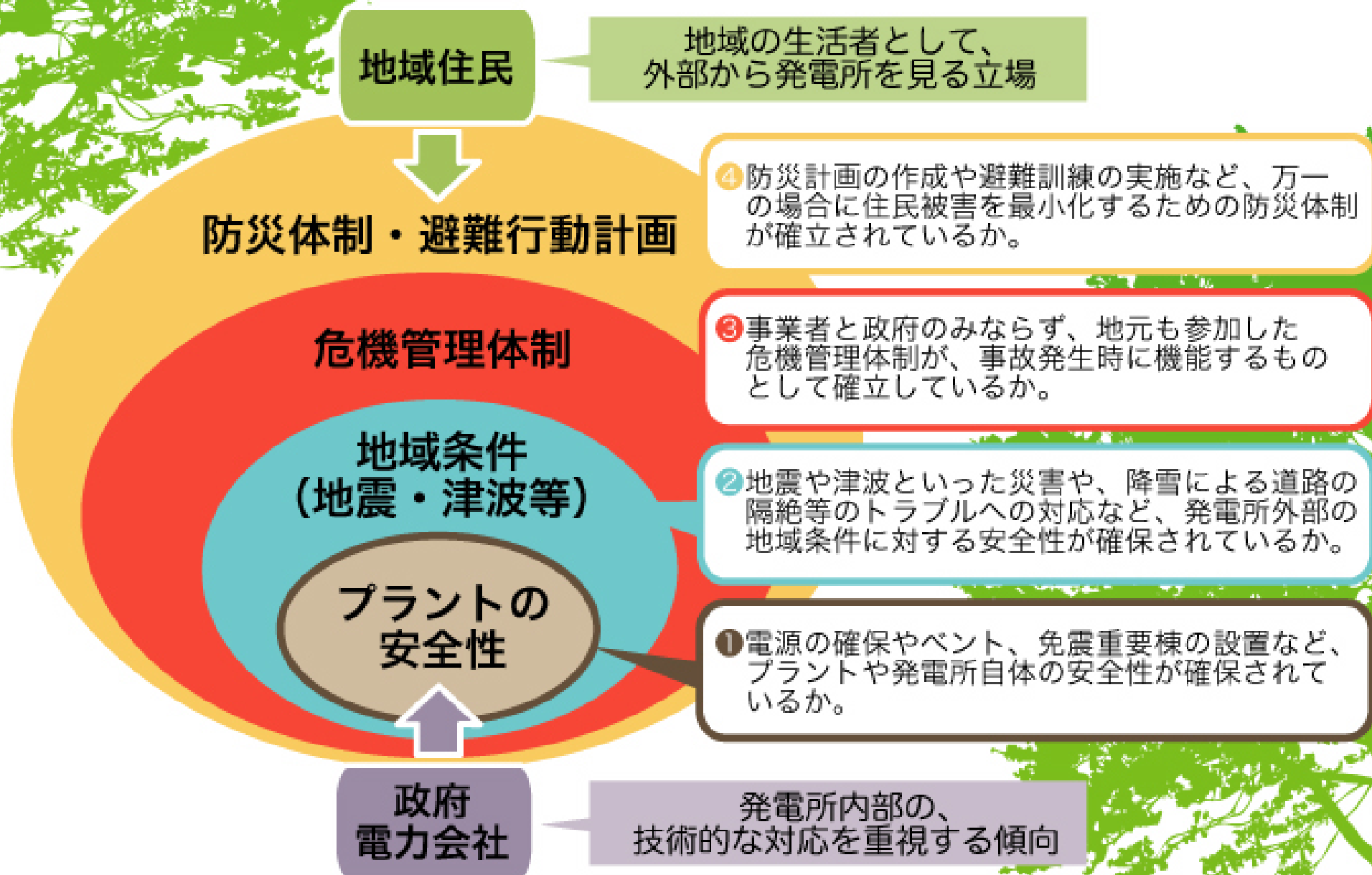
原子力施設の安全性の確保
地域の実情を踏まえたUPZの考え方、防災対策の尊重と国による広域的防災対策の構築
国、原子力事業者によるUPZ地域の監視強化。
国の負担による地域防災計画に基づく原子力災害対策

放射性物質拡散予測図



(滋賀県防災会議資料から抜粋)

原発再稼働への4重の安全対策と、それぞれの主体の視点



地方自治体等が参加する安全体制づくりに関する附則・附帯決議

原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）

（政府の措置等）

附則 第6条第8項

政府は、東日本大震災における原子力発電所の事故を踏まえ、地方公共団体に対する原子力事業所及び原子力事故に伴う災害等に関する情報の開示の在り方について速やかに検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるとともに、関係者間のより緊密な連携協力体制を整備することの重要性に鑑み、国、地方公共団体、住民、原子力事業者等の間及び関係行政機関間の情報の共有のための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

原子力規制委員会設置法案に対する附帯決議

平成24年6月15日

衆議院環境委員会

九、地方公共団体、住民等が編成する地域の組織と、国、原子力事業者及び関係行政機関等との緊密な連携協力体制を整備するため、フランスにおける原子力透明化法に規定される地域情報委員会制度等、諸外国の事例等を踏まえつつ、望ましい法体系の在り方について検討し、必要な措置を速やかに講ずること。

原子力規制委員会設置法案に対する附帯決議

平成24年6月20日

参議院環境委員会

二十六、従来からの地方公共団体と事業者との間の原子力安全協定を踏まえ、また、原子力の安全規制及び災害対策における地方公共団体の役割の重要性に鑑み、本法施行後一年以内に地方公共団体と国、事業者との緊密な連携協力体制を整備するとともに、本法施行後三年以内に諸外国の例を参考に望ましい法体系の在り方を含め検討し、必要な措置を講ずること。